

高木の育成と地域貢献となる推奨樹種の誘導

1 高木の育成

単独木による高木（成木に達した時の樹高が4m以上の樹木をいう。）については、工場立地法に基づく緑地面積の算定基準による他、次表に掲げる樹幹の直径に応じた面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

<高木の樹幹の直径による「工場緑化等面積」換算表>

樹幹の直径	参考樹高	工場緑化等面積
5cm以上15cm未満	3～5m	10.0㎡（基準値）
15cm以上20cm未満	6～7m	11.0㎡
20cm以上25cm未満	8～10m	13.0㎡
25cm以上30cm未満	10～13m	14.0㎡
30cm以上40cm未満	12～16m	15.0㎡
40cm以上50cm未満	16～21m	18.0㎡
50cm以上	20～25m	20.0㎡

注1）樹幹の直径は、高木については胸高（地表面から約1.3mの高さ）直径を用いる。

注2）高木のうち株ものについては、一まとまりの樹冠面積をもって「工場緑化等面積」とする。

注3）参考樹高は、「強度の剪定を受けているもの」～「剪定の軽易なもの」を示す。

注4）樹幹の直径が5cm未満、かつ樹高が3m未満の高木については、「工場緑化等面積」として算定することはできない。

2 地域住民等による推奨樹種の植樹

さらに、地域貢献として地域住民等（ ）の推奨する樹種を、特定工場の敷地の外周の沿道等又は地域開放スペースに沿って植樹する場合は、前記「1 高木の育成」による「工場緑化等面積」を1割増で算定することができる。

（ ）地域住民等とは、特定工場が存する地域の自治会や一定のエリアを対象として緑化促進活動を行っている21世紀の森づくり協議会等をいう。

こまめな緑化の推進

1 低木・地被植物・草花等による緑化

低木、地被植物、草花等を植栽する場合は、それらで表面が被われている土地の水平投影面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。なお、草花を植栽する場合は、植え替え等により1年間を通じて適正な維持管理を行うこと。

ただし、景観に配慮して沿道等に沿って法面を築造し、その表面が低木、地被植物、草花等で覆われている場合は、緑化する（見付）面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

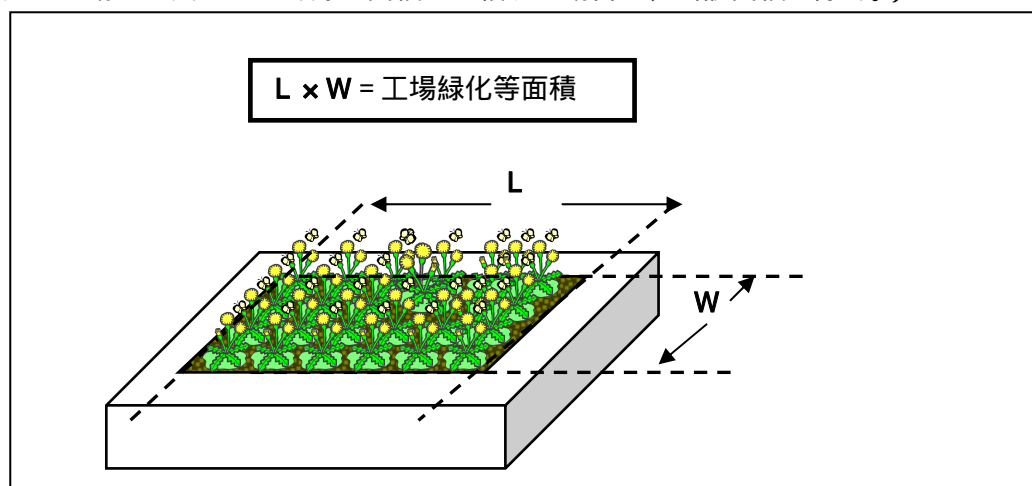
（注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。）

2 花壇等による緑化

花壇その他これに類するものの植物が生育するための土壌その他の資材で覆われる植栽可能部分の水平投影面積に、低木、地被植物、草花等を植栽する場合は、その水平投影面積を、「工場緑化等面積」として算定することができる。

なお、草花を植栽する場合は、植え替え等により1年間を通じて適正な維持管理を行うこと。

(注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。)

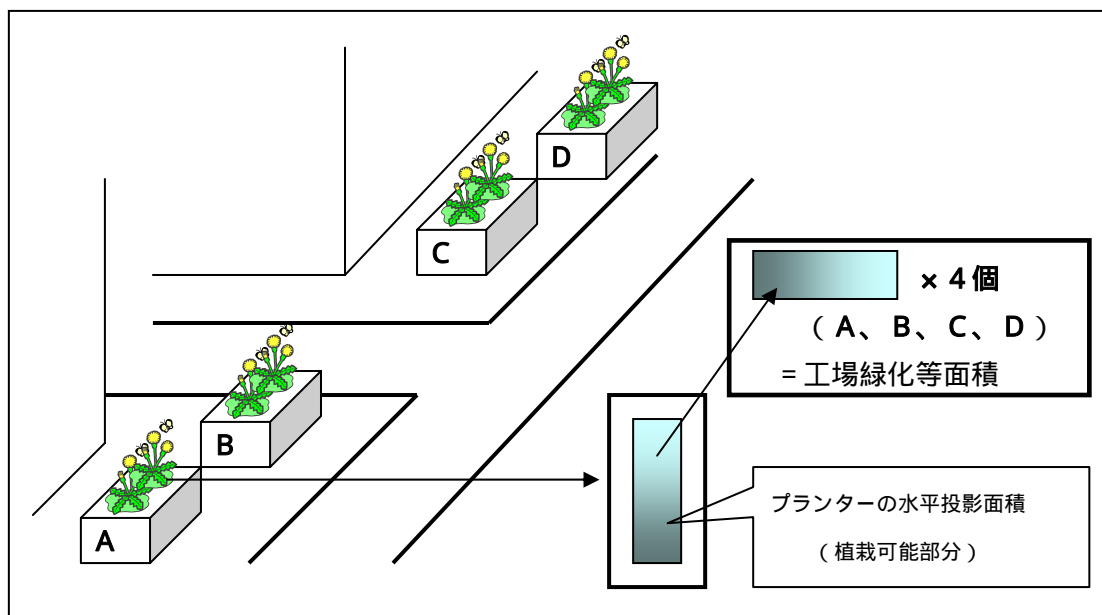


3 プランター等による緑化

プランター、コンテナ等の植物の栽培用の容器(以下「プランター」という。その容量が100ℓ以上のもの()に限る。)で、低木、地被植物、草花等を植栽する場合は、恒常的に設置されるものの植栽可能部分の水平投影面積を、「工場緑化等面積」として算定することができる。また、プランターの設置に当たっては、可能な限りまとまりを持たせること。

なお、草花を植栽する場合は、植え替え等により1年間を通じて適正な維持管理を行うこと。

() 容量 100ℓ = 0.1 m³ 幅 800 mm × 奥行 400 mm × 高さ 350 mm 程度の大きさ



4 屋上・ベランダの緑化

屋上・ベランダに、前記 1 から 3 に掲げる算定方法によって緑化を行う場合も同様とする。

5 建築物等への壁面緑化

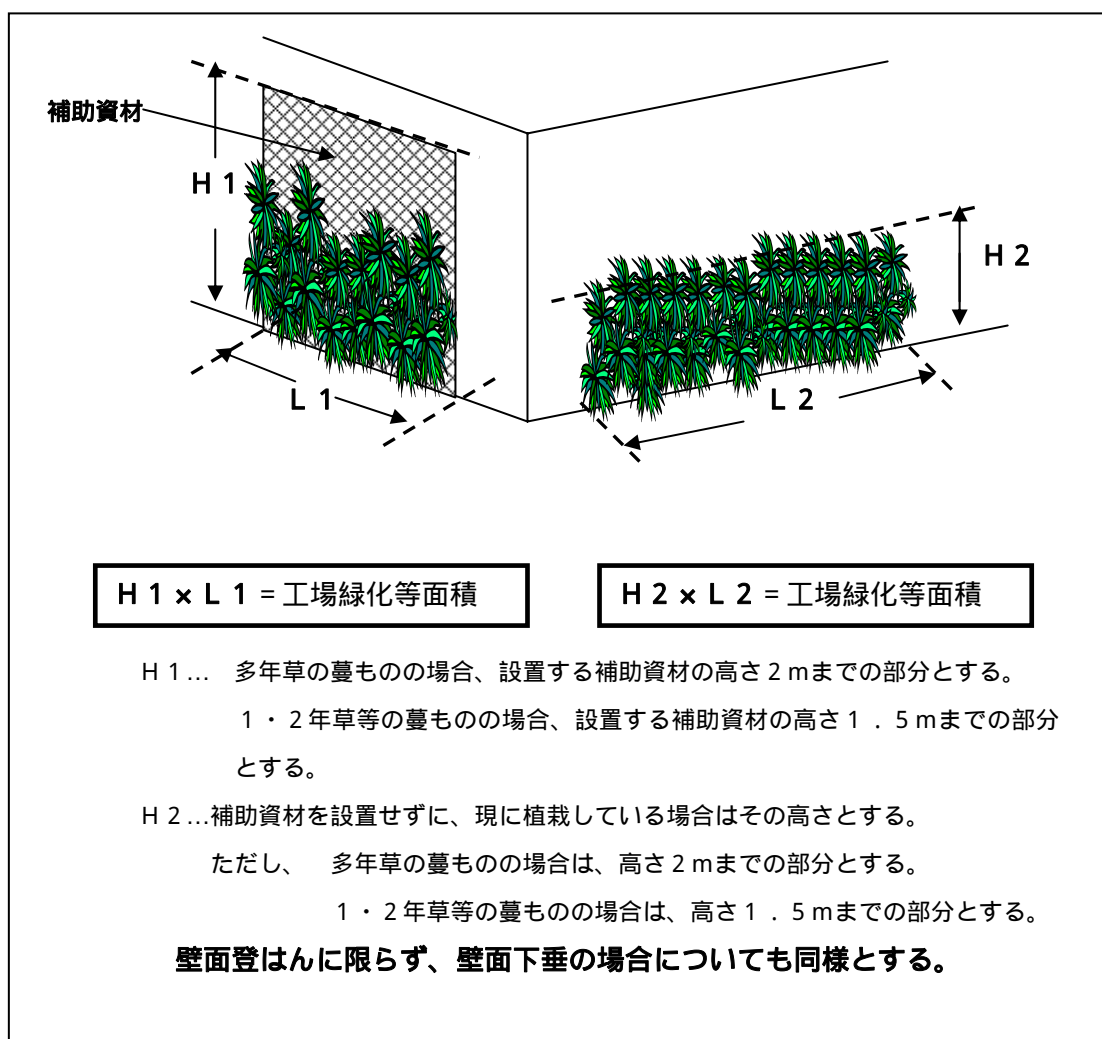
建築物等（特定工場の囲障を含む。ただし、景観に配慮した緑量のある沿道等の緑化により算定している場合は除く。）の壁面を、多年草の蔓もの等（壁面等への緑化が可能な植物。常緑に努めること。）で緑化し、補助資材を設置する場合は、補助資材の存する高さ 2 m までの部分の面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

なお、補助資材を設置しない場合であっても、現に植栽されているものは、その高さが 2 m までの部分の面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

また、固定式の補助資材を設置し、1・2年草等で緑化する場合は、高さ 1.5 m までの部分の面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

なお、面積算定の総量については、必要とされる「工場緑化等面積」の 4 分の 1 までを限度とし、植栽基準は 0.3 m 間隔の植栽を原則とする。

（注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。）

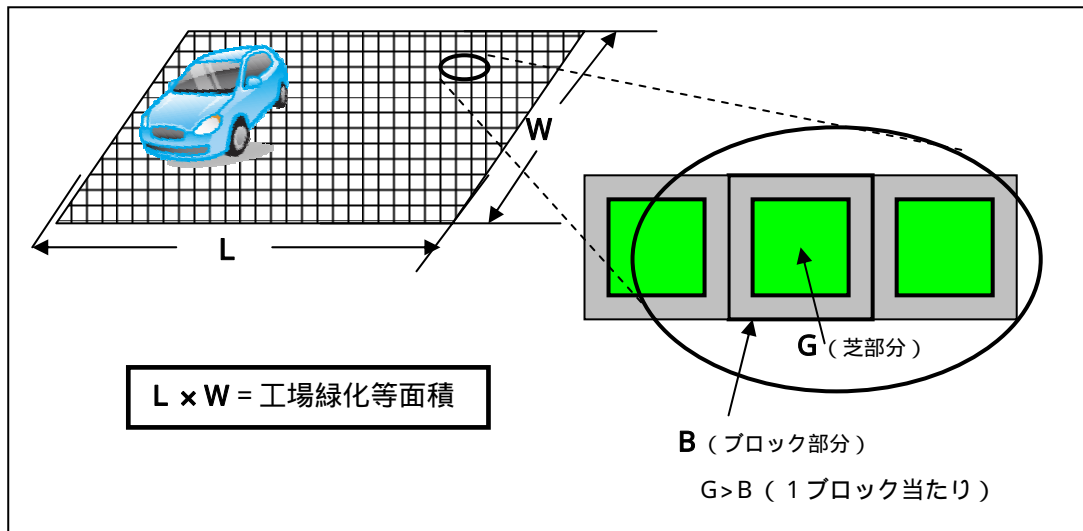


6 駐車場等の芝ブロック等による緑化

特定工場の敷地内において、駐車等の区画の面積の50%以上を芝等の地被植物で覆うことにより緑化することができる芝ブロック等を設置する場合は、地被植物で覆われていない部分を含めて駐車等()のそれぞれの区画の面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

(注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。)

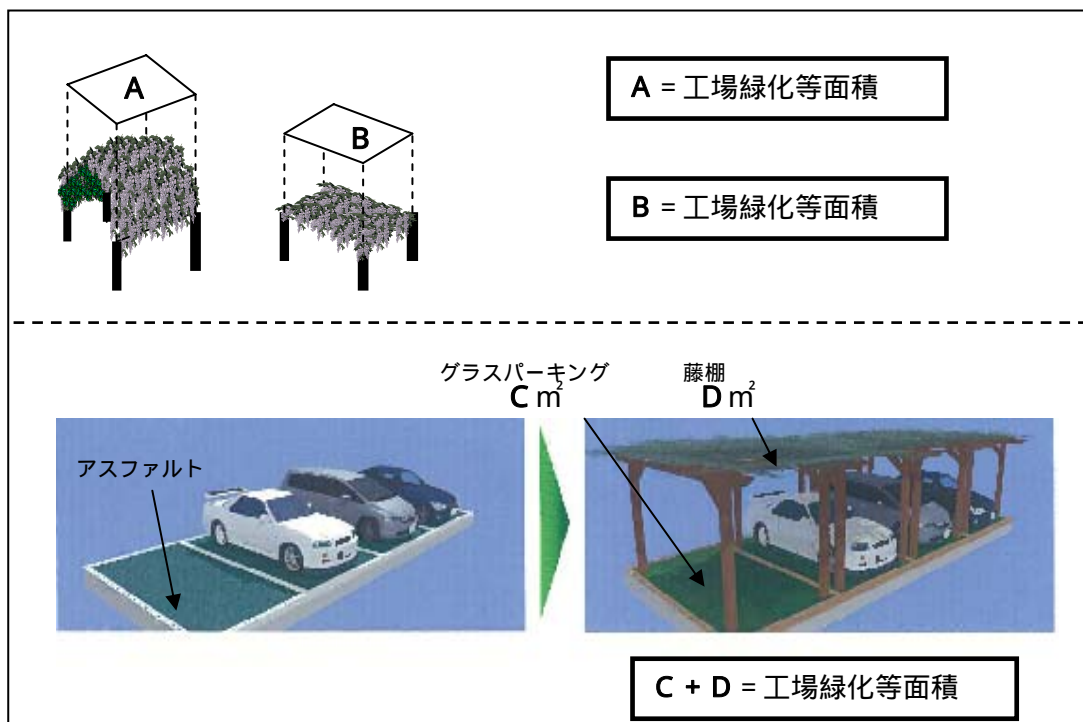
() 駐車等とは、駐車場、駐輪場、または、これらに付属する車路、通路をいう。



7 駐車場等上部の藤棚等による緑化

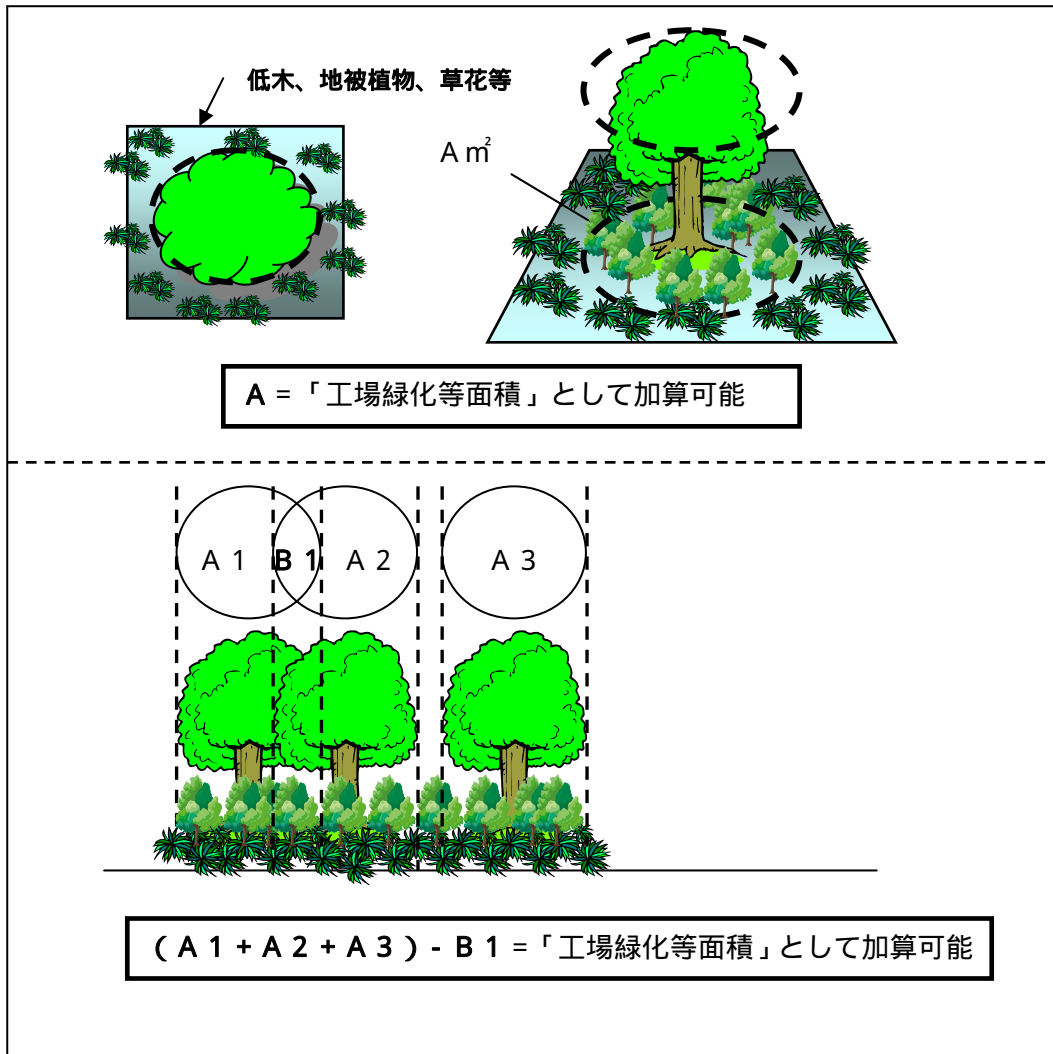
特定工場の敷地内において、駐車場等で藤棚やその他の植物を棚仕立てにする場合、その補助資材の存する部分の水平投影面積を「工場緑化等面積」として算定することができる。

(注：工場立地法に基づく緑地面積と重複する場合は、当該面積を除く。)



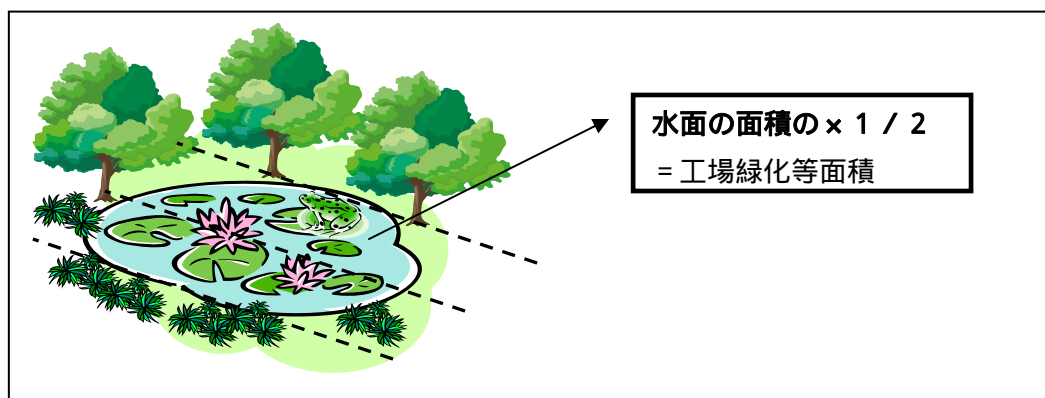
8 多層緑化による緑化面積

高木の樹冠水平投影面と、低木、地被植物、草花等の水平投影面とが重なり合うように植栽する場合は、その重なる部分の面積を「工場緑化等面積」として加算することができる。



9 水生植物によるビオトープ等の緑化

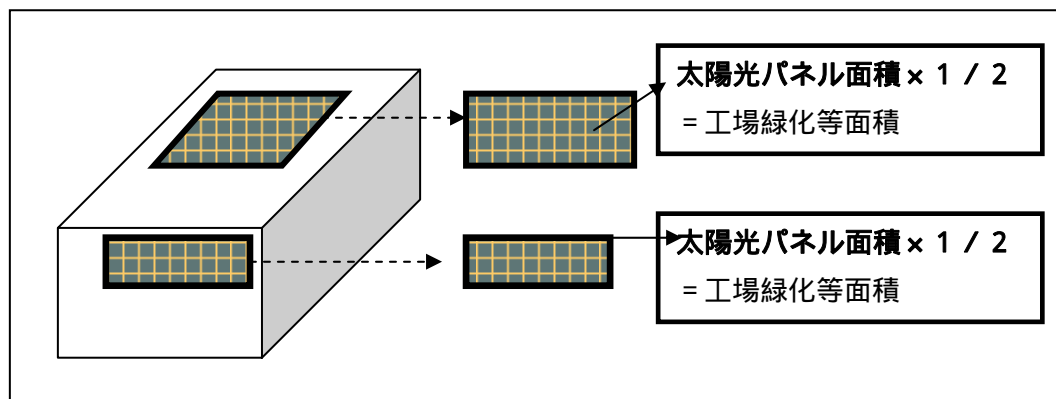
ビオトープや池と一体的に、水生植物を水面の概ね2分の1以上を植栽する場合は、その水面の面積の2分の1を「工場緑化等面積」として算定することができる。



クリーンエネルギーの導入

太陽光発電システムの設置

太陽光発電システム（事業目的であるものを除く。）を設置する場合は、当該システムの太陽光パネルの設置面積に2分の1を乗じた面積を「工場緑化等面積」とすることができる。



敷地外緑地の確保

特定工場の敷地外緑地の確保

前記□から□に掲げる算定方法によっても、なお、「工場緑化等面積」が必要な場合にあっては、特定工場の敷地外に確保する緑地であって、尼崎市内に存する概ね100㎡以上の一団の土地で、工場立地法の緑地基準に基づき植栽されており、かつ、沿道等から緑地が目視でき、事業者が管理しているもの（法令に基づき設置されている緑地を除く。）については、工場立地法の緑地面積の算定基準に基づき、「工場緑化等面積」とすることができる。なお、沿道等から目視できる場所に、設置者名、維持管理者名、連絡先を記載した表示板を設置すること。

また、国道43号の境界線から60mの範囲内に、特定工場の敷地外緑地の敷地が含まれる場合は、当該敷地の全てを「工場緑化等面積」として2割増で算定することができる。

緑化基金・環境基金による特例

緑化基金・環境基金への協力による緑化等への特例

前記□から□に掲げる算定方法によっても、なお、「工場緑化等面積」が必要な場合にあっては、尼崎市緑化基金条例に規定する尼崎市緑化基金又は尼崎市環境基金条例に規定する尼崎市環境基金に対して寄付を行った場合、137,500円/㎡をもって「工場緑化等面積」として算定することができる。

ただし、この寄付金による「工場緑化等面積」は、必要とされる「工場緑化等面積」の2分の1を超えることはできない。

また、当該算定方法による場合は、条例第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出時にその寄付を行った金額を証する書類の写しを添付すること。

同等以上の特例

その他、特に市長が前記□から□に掲げる算定方法と同等以上の効果があると認める場合は、「工場緑化等面積」に参入することができる。

努力義務

1 環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステムの導入により、事業活動に伴うエネルギー利用の抑制や温室効果ガスの排出抑制に努めること。

2 屋根等の高反射塗装

特定工場を新築、増築、改築するに当たり、屋根等に鋼板、スレートを施工する場合は、白色塗料又は反射率の高い塗料等を塗布するよう努めること。

ただし、眩しさによる近隣への影響は考慮するとともに、地上から望見できる屋根等の部分については、景観に配慮した色彩とすること。

3 駐車場等の保水対策

特定工場敷地内の構内道路や駐車場等において、可能な限り自然被覆に近い材料（保水性舗装、保水性建材、芝ブロック等）の使用に努めること。

以 上